

(様式2)

地方自治法（昭和22年4月17日法律第67号）第234条第2項、地方自治法施行令（昭和22年5月3日政令第16号）第167条の2第1項第5号及び横浜市契約事務委任規則第4条第4項第2号により次のとおり随意契約を締結したので、その概要を公表します。

令和6年4月26日

横浜市契約事務受任者  
戸塚区長 近藤 武

- 1 契約の概要  
東戸塚地区センター冷温水ポンプ改修委託
- 2 履行（納品）場所  
東戸塚地区センター
- 3 契約日  
令和6年4月3日
- 4 履行日又は履行期間  
契約決定した日から令和6年4月12日まで
- 5 契約金額  
1,595,000円（うち取引に係る消費税額 145,000円）
- 6 契約の相手方（名称及び所在）  
横浜市戸塚区秋葉町470番地  
秋葉建設工業株式会社  
代表取締役 鈴木 孝治
- 7 当該随意契約を行わざるを得なかった理由  
東戸塚地区センター冷温水ポンプが故障し、事務室、自習室、ロビーの空調が作動しなくなったことにより、施設の利用や管理運営業務に重大な支障が生じたため。
- 8 契約の相手方の選定理由  
有資格者名簿に登録のある市内中小企業かつ、本修繕業務への即時対応が可能であったため。
- 9 所管課  
戸塚区総務部地域振興課